

# 厚木市工場立地に関する準則を定める条例の制定について

## 工場立地法の概要

昭和49年に施行され、一定規模以上の工場について新增設を行う際の生産施設・緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準を定めている。

### 対象工場（特定工場）

工場の新設、増設等の際に届出が必要となる。

区分	内容
業種	製造業（物品の加工修理業を含む。） 電気・ガス・熱供給業 （水力、地熱・太陽光発電所を除く。）
規模	敷地面積9,000㎡以上 又は建築物の建築面積（水平投影面積）の合計3,000㎡以上

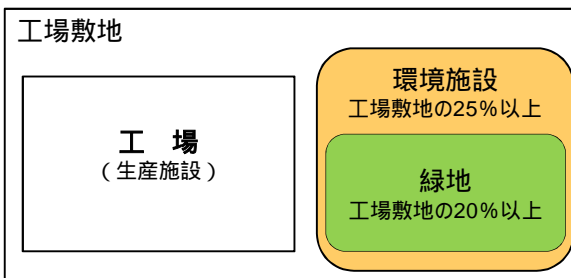
### 国の定める基準

特定工場の緑地面積率等は、国が基準を定める。

緑地（樹木・低木・芝等）割合  
20%以上

環境施設（緑地のほか、池・屋外運動場・  
教養文化施設等）割合  
25%以上

### 【イメージ図】



## 法の改正の概要

工場立地法（以下「法」という。）制定当初は、国の定めた全国一律の基準であったが、平成9年の法改正により都道府県及び政令市が、また、平成24年の法改正により全ての市が、緑地面積率及び環境施設面積率について、国の定める範囲内で地域の実情に応じて、条例により基準を定めることが可能となった。

## 背景

国では、近年深刻化する国内工場の海外流出を防止し国内投資の促進を図るため、緑地面積率等を条例で独自に定めることができる自治体の範囲の拡大や、植栽規定の見直し、手続の簡素化などが行われている。また、本市には法施行以前から存在する工場も多く、限られた敷地の中で緑地確保が難しい状況となり、市外への移転等が懸念される。

## 本市の考え方

本市では、工場立地の促進や産業の活性化の観点から、緑地面積率等を見直すことが、企業の生産施設拡大や競争力向上につながると考える。

一方で、現在、住みよいまちづくり条例や環境基本計画、緑の基本計画、生物多様性あつぎ戦略等に基づき積極的な緑化を推進している。

これらを踏まえ、住みよいまちづくり条例等との整合を図りながら、緑地が有する防音や大気汚染の低減効果を維持しつつ、工場の技術革新による周辺環境への影響の軽減状況も勘案し、工業系用途地域に限定し、緑地面積率等を緩やかな規制とする。

## 条例の骨子

### 緑地面積率及び環境施設面積率の見直し

特定工場の敷地内の緑地面積率及び環境施設面積率の区域ごとの基準や、重複緑地の緑地面積に算入できる割合を見直し、本市の実情に応じた条例を制定する。重複の例としては、建築物の屋上緑地や藤棚の下の駐車場等が挙げられる。

#### 【緑地面積率】

用途地域	条例により設定できる範囲	現状	条例制定後
工業専用地域	5%以上 20%未満	15%以上	5%以上
工業地域	5%以上 20%未満	15%以上	10%以上
準工業地域	10%以上 25%以下	20%以上	10%以上

#### 【環境施設面積率】

用途地域	条例により設定できる範囲	現状	条例制定後
工業専用地域	10%以上 25%未満	20%以上	10%以上
工業地域	10%以上 25%未満	20%以上	15%以上
準工業地域	15%以上 30%以下	25%以上	15%以上

#### 【重複緑地の算入率】

項目	国の基準範囲	現状	条例制定後
重複緑地の算入率	50%以内	25%以内	50%以内

この条例との整合を図るため、住みよいまちづくり条例施行規則の一部を改正する（予定）。